

香川県屋外広告業 変更届出ガイド

屋外広告業登録事項に変更があった場合は・・・

- ◆登録事項に変更があった場合は、屋外広告業登録事項変更届（第14号様式）に加えて、変更内容に応じた、下記の各種添付書類を提出してください。
(変更があった日から30日以内)
- ◆届出方法は、「書面による届出」、「香川県電子申請・届出システムによる届出」からお選びいただけます。
- ◆書面による届出の場合は、下記6の提出先へ持参または郵送でご提出ください。
- ◆香川県電子申請・届出システムによる届出の場合は、次のURLでお手続きください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6795
- ◆変更届等の様式は、県のホームページからダウンロードできます。



1. 添付書類

変更内容	個人	法人	必要書類
氏名・住所変更	○	—	①変更後の住民票（原本）
社名・住所変更	—	○	①変更後の登記事項証明書（原本）
代表者変更	—	○	①誓約書（第12号様式） ・新代表者名で記載 ②新代表者の略歴書（第13号様式） ・既存役員の中での代表者変更の場合、「略歴書」の添付は省略可 ③変更後の登記事項証明書（原本）
役員変更	—	○	①誓約書（第12号様式） ・新たに役員が増える場合に必要。減のみの場合は不要。 ②新役員の略歴書（第13号様式） ③変更後の登記事項証明書（原本）
業務主任者変更	○	○	①新業務主任者の資格を証明する書類の写し ②新業務主任者の住民票（原本）
営業所の名称・住所変更、追加・削除	○	○	①変更後の登記事項証明書（原本） ・ただし、営業所を登記していない場合、登記事項証明書は不要。

- ◆住民票、登記事項証明書は届出日の前3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- ◆住民票は、香川県内に住所を有する方は省略できます。

※令和8年4月1日以降は
法人役員の住民票は不要になりました。

2. 提出（お問い合わせ）先

〒760-8570
香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県土木部都市計画課（15階） 総務・管理グループ 屋外広告業登録担当
電話：087-832-3556
FAX：087-806-0222
開庁時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（休日・年末年始を除く）

- ◆届出書一式が到着後に内容を確認し、不備等あれば連絡します。
- ◆香川県電子申請・届出システムによる手続きの際に、原本の提出が必要な書類も、上記提出先へご提出ください。

屋外広告業登録事項変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事

殿

届出者 住所 香川県高松市番町四丁目1番10号

氏名 株式会社 香川県
代表取締役 香川 太郎個人にあっては、住民票
記載の住所及び氏名法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号（087）831-1111

香川県屋外広告物条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

直近の屋外広告業の登録年
月日、登録番号を記入してく
ださい。
（ ）の番号も忘れずに記入
してください。

登録年月日	(元号) 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
登録番号	香川県屋外広告業登録 (1) 第 〇〇〇〇 号		
変更のあった事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の変更	〇〇 〇〇	香川 太郎	RO.〇.〇
役員の増	—	△△ △△	RO.〇.〇
業務主任者の変更	〇〇 〇〇	□□ □□	RO.〇.〇
新たに業務主任者となった者がいる場合は 当該者の生年月日	(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日		
添付書類	1 氏名若しくは名称若しくは住所又は法人の代表者の氏名の変更の場合 登録申請者の住民票の抄本（法人にあっては、登記事項証明書） 2 法人の役員の氏名の変更の場合 登記事項証明書並びに新たに役員となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 3 法定代理人（法人にあっては、その役員）の氏名又は住所の変更の場合 法定代理人の住民票の抄本（法人にあっては、登記事項証明書）並びに新たに法定代理人（法人にあっては、その役員）となった者がいる場合にあっては、誓約書及びその者の略歴書 4 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者の住民票の抄本及び新たに業務主任者となった者がいる場合にあっては、その者が香川県屋外広告物条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面		

注 県内に住所を有する者の住民票の抄本については、添付を省略することができます。